第18回壬生町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 平成30年12月20日 (木) 午前10時00分から午前11時59分
- 2. 開催場所 壬生町役場 正庁
- 3. 出席委員 10人

会長 10番 梁島 源智

会長職務代理者 3番 早乙女 誠

委員 1番 琴寄 成人、2番 刀川 正己、4番 篠原 正明、5番 大橋 幸子 6番 清水 利通、7番 大久保幸雄、8番 大橋 好一、9番 中川 久枝

4. 参集推進委員 2人

鈴木進吉推進委員、中嶋幸平推進委員

- 5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 会務報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について

議案第3号 六美町北部土地区画整理事業に係る農地の取扱いに関する 意見照会の件について

議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について

報告第1号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願の件について

報告第2号 非農地証明願いの件について

報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出の件について

報告第4号 農地法第5条の規定による届出の件について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 若林俊彦、主幹兼農地調整係長 堀靖久、局長補佐兼庶務係長 岡洋子

- 7. 会議の概要
- ○議長 ただ今から、平成30年度第18回壬生町農業委員会総会を開会いたします。 出席委員10名で、定足数に達しており、総会は成立いたします。
- ○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

- ○議長 それでは、6番 清水利通 委員、7番 大久保幸雄 委員にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の堀主幹と岡局長補佐を指名いたします。
- ○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をいたさせます。
- ○事務局長 会務報告を申し上げます。議案書1~2ページをご覧ください。

11月21日(水)、第2回国民健康保険運営協議会が役場ひばり館Aにおいて開催され、大橋幸子農業委員が出席いたしました。

- 11月26日(月)、農業振興地域整備促進協議会が役場第3会議室において開催され、梁島源智会長、早乙女誠職務代理、大橋好一農業委員が出席いたしました。
- 11月28日(水)、県常設審議委員会がとちぎアグリプラザにおいて開催され、梁島源智会長が出席いたしました。

11月29日(木)、平成30年度全国農業委員会会長代表者集会が、東京都メルパルクホールにおいて開催され、梁島源智会長、事務局から私が出席いたしました。

12月1日(土)、ゆうがおマラソン大会無料配布用壬生菜収穫が、梁島会長農地において実施され、記載のとおり農業委員8名と推進委員12名、事務局から堀主幹と岡局長補佐が出席いたしました。

12月2日(日)、ゆうがおマラソン大会壬生菜無料配布が、総合公園陸上競技場において開催され、記載のとおり農業委員7名と推進委員12名、事務局から私と堀主幹が出席いたしました。

12月3日(月)、学校給食用壬生菜を中川久枝農業委員が各小中学校へ配布しました。

 $12月6日(木) \sim 7日(金)、先進地視察研修が、静岡県御殿場市役所他において開催され、記載のとおり農業委員7名と推進委員6名、事務局から私と岡局長補佐が出席いたしました。$

12月10日(月)、とちぎ女性農業委員の会通常総会が、県自治会館において開催され、大橋幸子農業委員、中川久枝農業委員、事務局から岡局長補佐が出席いたしました。

12月11日(火)、下都賀地方農業委員会会長会及び職員事務研究会研修会が、下都賀庁舎において開催され、早乙女誠職務代理、篠原正明農業委員、青木幸一推進委員長、大橋公一推進委員、事務局から私が出席いたしました。

12月13日(木)、農地法第5条申請に伴う現地調査委員会が、役場正庁及び現地において開催され、梁島源智会長、中川久枝農業委員、琴寄成人農業委員、事務局から私と堀主幹が出席いたしました。

以上です。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(質問意見なし)

- ○議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。
- ○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」 を、議題といたします。

事務局より一括議案の説明と朗読をいたさせます。

○事務局(堀主幹兼農地調整係長)

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の件につきましてご説明いたします。 12月5日(水)締切の時点で、農地法第3条の規定による許可申請は6件の申請 がありました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

| 第1項: | 譲渡人 | 氏(千葉 | 寒県)、 譲受 | 人 | 氏 | (松原) |
|------|--------|---------|---|---------|-------------------|-------|
| | 土地の表示 | 大字七ツ石 | 田 2筆 | 合計2, | 604 | m^2 |
| | 売買による所 | 行有権移転、該 | 養受人の稼働 | 力 稼働 | 4人 | |
| 第2項: | 賃貸人 | 氏(中基 | (町)、賃借 | 人 | 氏 | (中表町) |
| | 土地の表示 | 大字壬生甲 | 田 1筆 | 9 9 5 m | 2 I | |
| | 賃借権の設定 | 三、賃借人の移 | 像動力 稼働 | 前1人 | | |
| 第3項: | 譲渡人 | 氏(下里 | 予市)、譲受 | 人 | 氏 | (三好町) |
| | 土地の表示 | 大字壬生甲 | 田 2筆 | 2, 36 | 8 m^2 | |
| | 売買による別 | 斤有権移転、該 | 養受人の稼働 | 動力 稼働 | 3人 | |
| 第4項: | 賃貸人 | 氏(福和 | 四田)、賃借 | 人 | 氏 | (台坪) |
| | 土地の表示 | 大字福和阿田 | 日 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | £ 4, 1 | $48 \mathrm{m}^2$ | |
| | 賃借権の設定 | 三、賃借人の移 | 像動力 稼働 | 92人 | | |

第5項:譲渡人 _____氏(通町)、譲受人 _____氏(台坪) 土地の表示 大字藤井 畑 1筆 1,464㎡ 売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働2人 第6項:譲渡人 ____氏(通町)、譲受人 ____氏(台坪)

土地の表示 大字藤井 畑 1筆 690㎡ 売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働2人

なお、第1項から第3項案件につきましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、第4号の農業常時従事要件、第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました

なお、第4項から第6項の賃借人・譲受人の______氏については、現在太陽光の事業をしており県外にほとんど仕事で行っている状況であり、申請を受けた時点では、年明けには栃木に戻ってきて農業をやるという話を事務局では聞いております。そのことも含めまして、賃借権の設定・売買による所有権移転についてご審議のほどお願いいたします。

以上、説明といたします。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- ○議長 1番 琴寄成人 委員
- ○1番 琴寄成人 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第1項案件についてご報告いたします。

去る12月16日に譲受人______氏立ち会いのもと、私と青木幸一推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長ありがとうございました。

それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原 案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は原案のとおり決定いたしました。
- ○議長 続いて、第2項案件を議題といたします。 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに 補足説明をお願いいたします。
- ○議長 3番 早乙女誠 委員
- ○3番 早乙女誠 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第2項案件についてご報告いたします。 去る12月10日に賃借人 氏立ち会いのもと、私と石井隆二推進委員で現地 確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、 いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。 よろしくご審議のほどお願いいたします。 ありがとうございました。 ○議長 それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のあ る方は挙手をお願いいたします。 (質問意見なし) 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原 ○議長 案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員举手) ○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は原案のとおり決定いたしました。 ○議長 続いて、第3項案件を議題といたします。 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに 補足説明をお願いいたします。 ○議長 3番 早乙女誠 委員 ○3番 早乙女誠 委員 農地法第3条の規定による許可申請の第3項案件についてご報告いたします。 去る12月10日に譲受人 氏立ち会いのもと、私と鈴木進吉推進委員で現地 確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、 いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。 よろしくご審議のほどお願いいたします。 ○議長 ありがとうございました。 それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のあ る方は挙手をお願いいたします。 (質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原 案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は原案のとおり決定いたしました。
- ○議長 続いて、4項・5項・6項と入るわけですが、この______氏は、____とどうい う関係になるのですか。せがれさんですか。いくつになる人ですか。この人は農業をやっていないのですか。

| ○事務周 | 局(堀主幹兼農地調整係長) 氏の子どもです。51歳です。一応農地は4aを持っています。 |
|------|--|
| ○5番 | 大橋幸子 委員 よろしいですか。私が第4項についてはチェックシートにより現地は確認しました。 3条チェックシートに基づいた場合は何の問題もないのですが、この |
| ○議長 | 大橋幸子委員や事務局の説明を聞いて、基本的に氏が地元にいないで、太陽光をやっているという情報の中で厳しいのではないか、この4項5項6項についてどうしますか。5項6項も氏なしで現地確認をしたのでしょう。 |
| ○3番 | 早乙女誠 委員 はい、そうです。さんの長女に電話したところよろしくお願いしますとのことで、 売買であり完全なる農地であるので問題ないだろうということです。 |
| ○議長 | 4項5項6項は関連しているので、ここでまとめて審議したほうがいいと思います。 |
| ○議長 | 8番 大橋好一 委員 |
| ○8番 | 大橋好一 委員 前にこの3件については、近所から相談を受けたので事務局にも相談した経過があります。とにかくさんは地元にはいなくて、農地も3aしか持っていない状況で、どうしたら農地の売買が出来るのかなという話の中で、売買後の農地が5反歩以上でないとならないことから、今回の賃貸借が入ったのかと思います。要はこの2人の売買が発端であり、5反歩を満たすためにさんが話に乗ったのではと予想します。とにかく本人に窓口に来てもらって進めなければ出来ないと相談された人にも話しました。あくまでも本人の意思が電話とか代理ではなく、本人が来て本当にやる気があるのかないのか、農業をやるのであれば機械はどうするのか、何を作付けするのかなどを聞い |

○議長 6番 清水利通 委員

てからだと思います。

○6番 清水利通 委員

大橋委員と同じなのですが、いずれにしても農業をやるための裏づけが必要であると 思います。やはり信頼性の問題で、本人に直接聞いてみないと難しいと思います。

○議長 それでは4項5項6項は保留ということにします。本人を呼んで話しを聞いてからに します。

いずれにしても事務局で氏に連絡を取って、再度申請するように話してください。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、 議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

○事務局(堀主幹兼農地調整係長)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件につきまして、ご説明いたします。

12月5日(水)締切の時点で、農地法第5条の規定による許可申請は8件の申請がありました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

| 第1項: 譲渡人氏(第三) |
|---|
| 氏(福和田) |
| 氏(上表町) |
| 氏(宇都宮市) |
| 氏(第三) |
| 氏(第三) |
| 譲受人 株式会社 代表取締役氏(岐阜県) |
| 土地の表示 大字壬生乙 田 12筆 合計4,043㎡ |
| 太陽光発電設備敷地のための所有権移転 |
| 第 2 項:賃貸人氏(中央) |
| 氏(下坪) |
| 賃借人 有限会社 代表取締役氏(鹿沼市) |
| 土地の表示 大字国谷 畑 2筆 合計1,534㎡ |
| 園芸用土採取のための賃借権設定1年 |
| 第3項:譲渡人氏(田向稲荷内) |
| 譲受人氏(宇都宮市) |
| 土地の表示 大字壬生丁 畑 1筆 316㎡ |
| 専用住宅敷地のための所有権移転 |
| 第4項:賃貸人氏(上長田1) |
| 賃借人氏(佐野市) |
| 土地の表示 大字安塚 畑 1筆 977㎡ |
| 自動車修理工場のための賃借権設定10年 |
| 第5項:貸人氏(西高野) |
| 借人氏(宇都宮市) |
| |
| 土地の表示 大字壬生乙 田 1筆 416㎡ 専用住宅敷地のための使用貸借権設定20年 |
| |
| 第6項:譲渡人氏(福和田) 譲受人氏(宇都宮市) |
| ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ |
| 太陽光発電設備敷地のための所有権移転 |
| 第7項:賃貸人氏(旭町) |
| 賃借人 有限会社 代表取締役氏(宇都宮市) |
| 土地の表示 大字藤井 田 1筆 1,971㎡ |
| 園芸用土採取のための賃借権設定1年 |
| 第8項:賃貸人 氏(六美南) |
| 信借人 株式会社 |
| 賃借人 株式会社氏 (宇都宮市)氏 |
| 土地の表示 大字壬生丁 畑 6筆 合計2,882㎡ |
| 太陽光発電設備敷地のための賃借権設定25年 |
| 詳細は議案書のとおりです。以上 |

- ○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る12月13日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の9番 中川久枝 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。
- ○9番 中川久枝 委員

現地調査については、12月13日(木)に私と梁島源智会長、琴寄成人委員、若林 俊彦事務局長、堀靖久主幹の5名で調査いたしました。

最初に農地法第5条の規定による許可申請第1項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性も無いため、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

- ○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査 委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
- ○議長 6番 清水利通 委員
- ○6番 清水利通 委員 参考に売買価格はいくらですか。
- ○事務局(堀主幹兼農地調整係長) 全部で600万円です。10a当たり150万円になります。
- ○議長 2番 刀川正己 委員
- ○2番 刀川正己 委員 会社が岐阜県で遠いですが、大丈夫なのですか。
- ○事務局(堀主幹兼農地調整係長) 東京に支店があり、東武電車1本で来られる所です。
- ○議長 他に発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、12月26日開催の栃木県農業会議常設審議委員会において意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。
- ○議長 続いて第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。
- ○9番 中川久枝 委員

次に第2項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、農振農用地でありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当します。 また、現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、 賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としては許可やむなしとなりました ので報告いたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査 委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原 案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、12月26日開催の栃木県農業会議常設審議委員会において意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。
- ○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。
- ○9番 中川久枝 委員

次に第3項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性も無いため、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査 委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- ○議長 2番 刀川正己 委員
- ○2番 刀川正己 委員

氏と
氏との関係は何ですか。

○事務局(堀主幹兼農地調整係長)

何の関係もありません。これは申請人が市街化調整区域に長期間(15年以上)の居住実績がある場合の専用住宅です。

○議長 他に発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員举手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。
- ○議長 続いて、第4項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。
- ○9番 中川久枝 委員

次に第4項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は第3種農地であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題ないものと思われ、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査 委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原 案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。
- ○議長 続いて、第5項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。
- ○9番 中川久枝 委員

次に第5項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性も無いため、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査 委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第5項について、原 案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第2号第5項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。
- ○議長 続いて、第6項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。
- ○9番 中川久枝 委員

次に第6項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性も無いため、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査 委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第6項について、原 案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第2号第6項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。
- ○議長 続いて、第7項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。
- ○9番 中川久枝 委員

次に第7項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、農振農用地でありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当します。また、現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査 委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第7項について、原 案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員举手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第2号第6項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。
- ○議長 続いて、第8項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。
- ○9番 中川久枝 委員

次に第8項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性も無いため、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

- ○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査 委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
- ○議長 5番 大橋幸子 委員
- ○5番 大橋幸子 委員

賃借権の設定は25年で問題は無いのですか。一般的には20年ではないのですか。

○事務局(堀主幹兼農地調整係長)

特に年数の規定はありません。

○議長 他に発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第8項について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第2号第8項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。
- ○議長 次に、日程第4の議案第3号「六美町北部土地区画整理事業に係る農地の取扱いに関する意見照会の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。
- ○事務局(堀主幹兼農地調整係長)

議案第3号 六美町北部土地区画整理事業に係る農地の取扱いに関する意見照会の件について、ご説明いたします。

壬生町大字壬生丁及び大字安塚の区域内において、土地区画整理組合の設立に伴う 農地の取扱いについて、六美町北部土地区画整理事業組合設立準備会より意見照会が ありました。詳細につきましては都市計画課よりご説明いたします。

- ○都市計画課(増田主幹兼都市計画係長、武田主査)別紙六美町北部土地区画整理事業・事業計画(案)に基づき事業概要の説明をする。
- ○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局及び都市計 画課担当者の説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
- ○議長 8番 大橋好一 委員
- ○8番 大橋好一 委員図面にある茶色の太い3本の道路は新設ですか。
- ○都市計画課(武田主査)

はい、図面にある濃い茶色の道路は新に作る道路です。この地区とおもちゃの町地区 を巡回できるようにして、信号機をつけてもらうためにも都市計画道路に位置づけしま す。

- ○議長 6番 清水利通 委員
- ○6番 清水利通 委員 睦小学校周辺は区画整理から抜いてあるようですがなぜですか。
- ○都市計画課(武田主査)

はい、睦小周辺は住宅地として出来上がっており、下水道施設や雨水排水施設もある 程度整備済となっているため抜いています。

- ○議長 4番 篠原正明 委員
- ○4番 篠原正明 委員 地区内の農家戸数はどのくらいですか。農地面積は。

○都市計画課(武田主査)

はっきりとは分かりませんが、農地をお持ちの戸数は20件程です。 農地面積は約23町歩です。全体の47%になります。

- ○議長 8番 大橋好一 委員
- ○8番 大橋好一 委員

20件のうち農業を続ける希望者は何件くらいですか。

○都市計画課(武田主査)

今のところ2軒の方が農業を続ける意思があります。

○議長 他に発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項については、原案のとおり「支障なし」回答と して、六美町北部土地区画整理事業組合設立準備会に意見を送付いたします。
- ○議長 次に、日程第5の議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題とい たします。

それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

○事務局(堀主幹兼農地調整係長)

議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件につきまして、議案書の利用権設定各筆明細に従いましてご説明いたします。

新規の賃借権分については、8件、23筆、面積合計31,205㎡ 新規の使用貸借権分については、6件、32筆、面積合計18,842㎡ 再設定の賃借権分については、15件、38筆、面積合計57,068.96㎡ 再設定の使用貸借権分については、3件、3筆、面積合計4,464㎡ 所有権の移転分については、1件、1筆、面積合計1,920㎡ 以上各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。 以上です。

○議長 ありがとうございました。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画 の件について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用 集積計画の件」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたし ます。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」について、原案の とおり決定いたしました。 ○議長次に、報告事項に入ります。

日程第6の報告第1号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願の件について」、 事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

○事務局長

○議長 ありがとうございました。ただいまの第1項について、発言のある方は挙手をお願い いたします。

(質問意見なし)

- ○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。
- ○議長 次に、日程第7の報告第2号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

○事務局長

報告第2号「非農地証明願いの件について」は、議案書の25ページの4件がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長 専決により証明をいたしました。

- ○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、まず、第1項の件について、地区担当委員の 方から現地調査の結果報告をお願いいたします。
- ○議長 2番 刀川正己 委員

第1項案件について、去る11月6日に、私と粂川喜幸推進委員で現地調査をしてまいりました。

願い出のとおり、平成5年頃から資材置場敷地となっていることを確認いたしました ので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございました。ただいまの第1項について、発言のある方は挙手をお願い いたします。

(質問意見なし)

- ○議長 発言がないようですので、以上で報告第2号第1項を終わります。
- ○議長 続いて、第2項の件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いい たします。
- ○議長 2番 刀川正己 委員

第2項案件について、去る11月6日に、私と粂川喜幸推進委員で現地調査をしてまいりました。

願い出のとおり、平成5年頃から資材置場敷地となっていることを確認いたしました ので、ご報告いたします。 ○議長 ありがとうございました。ただいまの第2項について、発言のある方は挙手をお願い いたします。

(質問意見なし)

- ○議長 発言がないようですので、以上で報告第2号第2項を終わります。
- ○議長 続いて、第3項の件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いい たします。
- ○議長 6番 清水利通 委員

第3項案件について、去る11月8日に、私と細井秀男推進委員で現地調査をしてまいりました。

願い出のとおり、昭和26年から宅地となっていることを確認いたしましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございました。ただいまの第3項について、発言のある方は挙手をお願い いたします。

(質問意見なし)

- ○議長 発言がないようですので、以上で報告第2号第3項を終わります。
- ○議長 続いて、第4項の件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いい たします。
- ○議長 5番 大橋幸子 委員

第4項案件について、去る11月13日に、私と梁島源智会長で現地調査をしてまいりました。

願い出のとおり、昭和46年から宅地となっていることを確認いたしましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございました。ただいまの第4項について、発言のある方は挙手をお願い いたします。

(質問意見なし)

- ○議長 発言がないようですので、以上で報告第2号第4項を終わります。
- ○議長 次に、日程第8の報告第3号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、 事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。
- ○事務局長

報告第3号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の26~27ページの3件がございました。内容については、記載のとおりいずれも相続による 農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、 事務局長専決により書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- ○議長 発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。
- ○議長 次に、日程第9の報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務 局長より報告事項の朗読をいたさせます。

○事務局長

報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の28ページの5件がございました。

これについては、市街化区域内農地の権利移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- ○議長 発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。
- ○議長 次に、その他の件を議題といたします。事務局より「その他」について説明をお願い いたします。

○事務局(堀主幹兼農地調整係長)

先日、国保運営協議会が行われて大橋幸子委員が出席しましたが、その時に外国人労働者の受入れをした場合、現場においての外国人労働者の保険加入状況が話題に上りましたことから、農業においてはどうなっているのかを農業委員さん・推進委員さんの中で、そういうことがあればお聞きしたいということです。

○5番 大橋幸子 委員

イチゴ農家さんでは外国人を雇っているかと思いますので、よろしければ状況を教えていただければと思います。

○1番 琴寄成人 委員

上稲葉に5~6人いますが、業者が中間に入っていて、愛知県にある業者です。 研修期間の3年間は保険に入っています。

- ○議長 ただ今説明のありました件について、何かご意見があれば事務局までご連絡願います。
- ○議長 次に、その他の事務連絡について、事務局より説明願います。

【事務局・・・事務連絡】

- 1 12月2日壬生菜無料配布の決算報告について
- 2 12月6日・7日農業委員会視察研修の決算報告について
- 3 農業委員会活動記録簿の提出について
- 4 平成31年度農業用免税軽油申請受付、免税証交付について
- 5 農地中間管理機構からのノベルティグッズについて
- 6 全国農業新聞カレンダーについて
- 7 その他

| ○議長 | 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。 | この際、 | そ |
|-----|-----------------------------------|------|---|
| | の他の件について、委員からご発言はありますか。 | | |

(発言なし)

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成30年度第18回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前11時59分閉会】

| 議事 | 録署名委員 | | | |
|----|-------|--|--|--|
| 議 | 長 | | | |
| | | | | |
| 6 | 番 | | | |
| | | | | |
| 7 | 番 | | | |